

大洗鷗松亭 宿泊約款

第1条 (適用範囲)

当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

- 2 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条 (宿泊契約の申込み)

当施設に宿泊契約の申込みをしようとする場合は、次の事項を当施設に申し出てください。

- (1) 宿泊する代表者の氏名、住所、連絡先の電話番号
 - (2) 宿泊日、泊数、人数、性別、年齢区分(大人、小人、幼児)及び到着予定時刻
 - (3) その他当施設が必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条 (宿泊契約の成立)

宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。

- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、当該宿泊契約にかかる全宿泊期間分の申込金を、宿泊開始前又は当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第14条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により宿泊開始前又は当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに場合においては、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条 (申込金の支払いを要しないこととする特約)

前条第2項の規定にかかわらず、当施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

- 2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条 (宿泊契約締結の拒否)

当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の提供ができないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、

公の秩序若しくは、善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他業務上やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

第6条 (宿泊客の契約解除権)

宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により、宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第1に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
- 3 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が、午後6時以降に明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条 (当施設の契約解除権)

当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

- (3) 宿泊客が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められるとき。
- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(7) 消防用設備、その他館内設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

2 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第8条 (宿泊の登録)

宿泊客は、宿泊日当日、当施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、住所、電話番号、性別、職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 泊数、人数、年齢区分(大人、小人、幼児)、出発予定時刻
- (4) その他当施設が必要と認める事項

2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊利用助成券、補助券、クレジットカード等現金に代わり得る方法により行うとするときは、あらかじめ、前項の宿泊登録時にそれらを提示していただきます。

第9条 (客室の使用時間)

宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 当施設は、前項の規定にかかわらず同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には別途利用料金を申し受けます。

第10条 (利用規則の遵守)

宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第11条 (営業時間)

当施設の宿泊に関する営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内の「ご案内」等でご案内いたします。

- | | |
|----------|-----------|
| (1) フロント | 午前7時～午後9時 |
| チェックイン | 午後3時～ |
| チェックアウト | ～午前10時 |

(2) 玄関及びその他出入口は、防犯上午後11時には施錠いたします。

2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には変更することがあります。

その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第12条 (料金の支払い)

宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第2に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、現金又は当施設が認めた宿泊利用助成券、補助券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当施設が請求した時、フロントにおいてお支払いいただきます。

3 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第13条 (当施設の責任)

当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

第14条 (宿泊客の責任)

宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対してその損害を賠償していただきます。

第15条 (契約した客室の提供ができないときの取扱い)

当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

第16条 (寄託物等の取扱い)

宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当施設は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当施設がその種類及び価額の申告を求めた場合であつて、宿泊客がそれを行わなかったときは、当施設は15万円を限度としてその損害を賠償します。

2 宿泊客が、当施設内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であつてフロントにお預けにならなかったものについて、当施設の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当施設は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当施設に故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として当施設はその損害を賠償します。

第17条 (宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合は、発見日を含め3ヶ月保管し、その後最寄りの警察署に届けます。ただし、飲食物は3日経過後処分いたします。

3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当施設の責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

第18条 (駐車場の責任)

宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに応じます。

別表第1

違約金（第6条第2項関係）

	～14名	15～29名	30～59名	60名～
当日 午後5時以降	室料100% 食事100%	室料100% 食事100%	室料100% 食事100%	室料100% 食事100%
当日 午後5時まで	室料50% 食事50%	室料100% 食事100%	室料100% 食事100%	室料100% 食事100%
当日 午前中	室料50%	室料100% 食事100%	室料100% 食事100%	室料100% 食事100%
前日	室料20%	室料50% 食事50%	室料50% 食事50%	室料50% 食事50%
2日前		室料50% 食事50%	室料50% 食事50%	室料50% 食事50%
3日前		室料50%	室料50% 食事50%	室料50% 食事50%
6日前		室料50%	室料50% 食事50%	室料50% 食事50%
7日前		室料50%	室料50%	室料50% 食事50%
9日前			室料50%	室料50% 食事50%
10日前			室料50%	室料50%
14日前			室料50%	室料50%
21日前				室料50%

- 備考 ・「%」は、違約金の比率です。
 ・人数の表示は、解除となった人数です。

別表第2

宿泊料金等の算定方法（第12条第1項関係）

宿泊客が支払うべき総額	内 訳
	① 基本宿泊料金（室料＋夕・朝食料） ② 追加飲食料（夕・朝食以外の飲食料）及び その他の利用料金 ③ サービス料（①＋②の合計額の10%） ④ 税金 ア. 消費税10% イ. 入湯税（大洗町の条例による）

- 備考 ・ 税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。
 ・ 基本宿泊料とは、原則として1泊2食付料金（室料＋夕・朝食料）とし、室料及び食事料は、それぞれの料金ランクから選択していただいた料金を組み合わせた料金とします。
 ・ 未就学児の方が大人の方と同じ布団で添い寝をされる場合、当該未就学児の方の室料は無料とします。